

動画作成要領

1 目的

三沢市書かない窓口システム構築業務に係る事業者（以下「提案事業者」という）の選定にあたり、提案事業者が本市へ提出した企画提案書について補足・説明する目的のほか、審査の効率化を図り、適正に審査を行うことを目的とする。

2 動画の作成

動画の作成・提出等に係る費用は、すべて提案事業者の負担とする。

(1) 動画の仕様について

- ・プレゼンテーション方式で、長さは30分以内とし、下記項目について伝わる内容とすること。
 - ア 自己紹介（提案事業者名、担当者等）
 - イ 書かない窓口システムのデモンストレーション（証明書及び異動受付に係る書かない窓口機能、手続案内機能）
 - ウ アピールポイント
- ・映像・写真やテロップ等を挿入しても構わない。

(2) 動画の作成について

- ・動画は、一動画とすること。
- ・動画形式（拡張子）は、「.mp4」とする。
- ・動画サイズ（解像度）は、標準画質（SD）又は高精細（HD）とする。（アスペクト比はできるだけ16：9を使用する。）
- ・画面の向きは、横画面とする。
- ・完成した動画は、DVD-R（USBメモリは不可）に記録することとする。
- ・DVD-Rのファイル名は、「三沢市書かない窓口システム構築業務（提案事業者名）」とする。
- ・DVD-R本体の表面にも同様に記すこと。（シール等の貼付は不可）

(3) その他留意事項

- ・動画を記録したDVD-Rは、必ず他デバイスで再生できることを確認すること。
- ・本仕様に明記されていないこと及び動画作成上生じた疑義については、三沢市DX推進課へ確認すること。

3 提出物

上記のとおり作成した動画データを記録したDVD-R 1枚

4 提出期限

令和8年6月9日（火）午後5時まで

（郵送の場合は、提出期限までの必着とすること）